

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中国・武漢市から端を発した新型コロナウイルスによる感染症が急速な勢いで世界中に拡大し、アメリカ合衆国やヨーロッパを中心に猛威を奮い、まさにパンデミックの状況下にある。

そのような中、我が国においても、感染者が増加の一途をたどり、学校の一斉休業や大規模イベントの自粛要請などにより、国民生活や地域経済に多大な影響を及ぼしている。

政府においては、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域を全都道府県に拡大するなどの対策を進めているところであるが、国民の健康不安及び感染拡大防止対策による経済的な不安は払拭されていない。

このような未曾有の難局に対し、引き続き、国と地方が一体となり、状況に応じた対策を迅速かつ的確に講じていく必要がある。

よって、国においては、新型コロナウイルス対策に関して、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 治療薬及びワクチン、簡易検査キット等の開発・製造を早急に進めること。
- 2 感染予防のためのマスク、消毒液等の安定的な生産・供給体制を確立するとともに、医療機関、社会福祉施設、保育施設、学校等に必要な資材を確保すること。
- 3 医師、看護師、医療従事者、介護福祉士、ヘルパー等、医療介護の現場体制の支援、感染リスクを抱えながら最前線で活動する方への財政的支援も含めた支援策を講じること。
- 4 PCR 検査数を飛躍的に増加させ、抗体検査、抗原検査についても実施すること。
- 5 税及び公共料金の支払い猶予や減免を更に検討すること。
- 6 困窮している学生に対する授業料の減免、学生等に対する一時金、住居費、返還義務のない奨学金の支給等の救済施策を講じること。
- 7 飲食店や宿泊施設等を始めとして、売り上げが減少をした中小企業、個人事業主等に家賃補助・補償・減免など施策を講じること。
- 8 国の無利子、無担保、無保証の緊急融資の対象拡大と返済猶予など融資制度

等への継続的な支援を行うこと。

- 9 新事業への転換等新たな起業に取り組む事業者への支援を行うこと。
- 10 生活支援のための定額給付金の第二弾を実施すること。
- 11 自治体向け臨時交付金のさらなる予算措置を行い、第2弾の医療支援、経済支援を含む2次補正予算を編成すること。
- 12 教育環境でのフィジカルディスタンスの確保、密閉・密接・密集(3つの密)を避けるために GIGA スクール構想の一人一台の情報端末の完全整備を早期に実現すること。
- 13 スマートフォンの電子申請環境の大幅な改善を促進すること。
- 14 若者を対象とした情報発信のあり方を検討し、スマートフォンで情報収集がより簡単にできる体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月13日

所 沢 市 議 会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣